

## 唐都長安城の坊制と治安機構(下)

室永, 芳三

<https://doi.org/10.15017/24509>

---

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 4, pp.1-19, 1975-10-31. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

## 唐都長安城の坊制と治安機構（下）

室 永 芳 三

### 二 坊制の動搖と治安機構

長安城の都市的發展は、唐中期、玄宗時代に入ってから目覚ましいものがあつた。城邑民の大膨張、それと相並行していた商工庶民階級の經濟的台頭は、この時代を彩る顕著な社会現象である。つまり、長安城は政治都市消費都市としての性格に、新たに經濟都市としての要素が加味されてきたのである。日野博士は「唐代邸店の研究」の中で、長安城のこうした發展過程を克明に論証せられている。これによれば、長安が建国百余年を経た玄宗時代に至って、急速な發展をみせるのは、これまで最大の悩みとなつていた関内の食糧事情が、開元二十一年の裴耀卿の転搬漕法によつて一挙に解決されたこと、更には大運河の輸送能力の拡大が遠距離間商業の發展をもたらしたためであるとされる。そして商工庶民階級の目覚しい經濟的台頭の經過を考察され、強い官僚統制の枠の中に、久しく沈滞してきた市民生活が、新たな生氣を息吹かせ、旧体制の殻を下から突破すべき革新のエネルギーを蓄積していったことを明らかにされた。

こうした新たな時代の趨勢は、治安本位に徹した土木構造としての城坊制を動搖させ、また、厳格な法禁による城邑生活の強い規制を弛緩せしめることとなつた。これらについては、宮崎博士が、向街門戸の特権者の増加による坊の構造形態の変質化を指摘され、坊の封鎖性が大きく弛み始めたことに言及された<sup>33</sup>。また、日野博士は、坊内の商業活動の実体を究明され、その發展が城邑生活の規制を弛緩せしめていったことを指摘されている<sup>34</sup>。長い伝統に立つ城坊制は、この両面が深くかかわり合つて崩壊の方向に進んで行くのである。

では、城坊制の上に組織されていた長安の治安機構は、これにどう対応したのであろうか。京兆府は、まず城邑人口の急速な膨脹化によつて、秩序体制をその足下で脅かされることとなつた。それは人口増加が經濟的発展に大きく支えられていたため、商工業に依存する浮寄流寓の労働者や無頼・乞食など都市下層民が城民中に大きな比重を占めるに至り、秩序体制が犯され始め

たからである。いま、長安城内に流入した浮寄流寓の実数は明らかでないが、長安志 卷十 西市の条の註に、街西五十四坊と西市とを管轄する長安県の戸数を挙げて、

長安県。所領四万余戸。比万年為多。浮寄流寓不可勝計。

とあり、長安県の所領は四万余戸で、万年県より多かつたこと、そして四万余戸の中には、おびただしい浮寄流寓は入っていないことを記している。ここにいう浮寄流寓とは、郷村からの浮逃の徒を含む都市下層民のことであろう。彼等は自己の土地や家屋をもたない無産戸で、所謂、客戸といわれるものである。一般に客戸の戸数は、土戸数の六七割以上に達しているとされるから、長安県内の客戸数は二万五千以上あったと思われる。これらの他、籍帳に漏れた隠漏土戸もかなりいたことは疑いない。いま、これも含めると、計上の四万余とほぼ匹敵していたかもしれない<sup>35</sup>。とすれば、一戸当り五人として、客戸は約十二万五千人以上、これに隠漏土戸を加えれば、二十万人前後となる。こうした状況は、万年県においても、相似たものであったとみなければならぬ。この長安志に記すところは、玄宗の開元十年頃の状態である。当時の長安の戸口総数は、土客合して約十五万乃至二十万とされている。ほぼ百万人に近い人口総数である。佐藤武敏教授は、その内容を土戸は約八万戸で約四十万人、兵士約十万人、僧侶約五万人、残り四十五万人は客戸と賤民階級などであると推定している<sup>36</sup>。開元二十一年を過ぎると、先述した如く、長安は充実躍増の大発展期に入る。そして天宝三年には、戸数が二十万を越していたことが確かめられ、憲宗の元和に入ると、三十万級に達していたという。人口総数百五十万人以上である<sup>37</sup>。ともあれ、開元十年頃、既におびただしい数の浮寄流寓の徒が存在していたのであるから、その後の急速な増大も推察せられよう。

これら浮寄流寓者の生活様態について、日野博士は、乞食・遊俠・無頼の徒食から、役者・大道芸人や荷負い・車力・屠殺の雇傭生活者など雑多な生活を過していたが、その居住形態は、一ヶ所に集り住む傾向を持っていたとして、客戸坊の存在を指摘されている<sup>38</sup>。客戸坊とは、浮寄流寓者の集住していた坊の俗称で、スラム街的な所であったという。客戸坊の名は、当時の小説類にかなり見出される<sup>39</sup>。その事例の多くは、唐後半期のものであるが、時代的に溯ると、武后時代からみられる。太平広記 卷二六三 無頼部・飛騎席人の項に、朝野僉載に出ずとして、

則天之廢廬陵也。飛騎十余人。於客戸坊同飲。

とあるのが、それである。資治通鑑卷二〇三では、これを武后の光宅元年二月のこととし、客戸坊を「坊曲」と記すだけで、そ

の正式の坊名が何であったかは明らかでない<sup>40</sup>。だが、武后のこの頃は、未だ遠市の諸坊は居民空疎の地であったというから、近市の坊のいづれかであったろう。また、浮寄流寓はたとえ寄合つて居住しても、特定の一つの坊に固定されたものとは考えられない。恐らく多くの坊内に分散していたと思われる。こうした客戸坊の発生とともに、坊内の浮寄流寓の増加によって、坊の官製のな自治組織がどれだけ機能したかは疑問であろう。新唐書 卷一八九・高仁厚伝に、

先是。京師有不肖子。皆著疊帶冒持挺。剽閭里。号閑子。京兆尹始視事。輒殺尤者。以怖其余。竇滿治京兆。至殺數十百人。稍稍憚戰。

とあり、また、同書 卷一九七・薛元賞伝に、

会昌中。中略。拜京兆尹。都市多俠少年。以黛墨錢膚。夸詭力剽劫坊閭。元賞到府三日。収惡少。杖死三十余輩。陳諸市。余党懼。

とあって、京兆尹が任務につく時、まず坊閭を脅かしていた不肖子・閑子・俠少年などの無頼を殺し、或いは弾圧したことがみえている。これは坊の自治的な治安機能が弱体化したことを認識した京兆尹が、弾圧政策なしには安定した秩序維持は覚束ないという危機感を持ったためであろう。唐会要 卷七十二・軍雜録及び冊府元龜 卷六四・帝王部・発号令には、代宗の大暦十二年十月、京畿内で武器を持して狩獵することを禁じ、ついで徳宗の貞元八年六月、京城内の士庶の家にある武器を没収し、その所蔵を禁じたことがみえる。また、憲宗の元和元年三月には、再び京城内で武器を持して歩行することを禁じ、同六年三月には、その禁令を禁軍将卒にまで及ぼすとともに、王公貴族の狩獵具も禁断している。更に文宗の太和元年十一月には、坊曲において習射することを禁じ、宣宗の大中六年九月には、坊市の車坊・客院に武器を置くことを禁じて、これを没収したことがみえる。このような新たな治安政策の展開は、その前提として、長安城の治安体制の変質化を物語るものであろう。

## I 巡使・街使の機構

玄宗時代における治安機構の強化策は、二つの側面からなされたといえよう。一つは坊内の秩序体制の補強であり、いま一つは坊外の街路への警備強化であった。そしてそのために創置された機構が巡使と街使である。資治通鑑 卷二三九・唐紀・憲宗・元和十一年十一月庚子の条に、京兆尹柳公綽が神策軍の小將を杖殺した件について、憲宗が詰問したことを述べ、

唐都長安城の坊制と治安機構(下) (室永)

上曰。何不奏。对曰。臣職当杖之。不当奏。上曰。誰当奏者。对曰。本軍当奏。若死於街衢。金吾街使当奏。在坊内左右巡使当奏。

とあり、街使と巡使の別を述べ、街使は専ら坊外の街路上の警察を担当し、巡使が坊内に対する責任者であったという。街使は金吾衛の武官より出で、巡使は御史台の御史が任じられたもので、ともに政府に所属する機構であった。

(1) 巡使の機構と機能

御史台は、主として官吏に対する弾劾糾察の機関として設けられたものである。唐初は一台であったが、武后以後、台院・殿院・察院の三院組織をとった。三院には、それぞれ侍御史・殿中侍御史・監察御史が属し、御史大夫がこれを統轄したのである。このうち、地方官の監察のため、朝廷から外部に派遣されるのが監察御史である④。監察御史が京兆府管轄下の諸県を巡察するときは、これを左右巡に分ったようである。新唐書 卷四八・百官志・御史台の条によれば、

監察御史。中略。分左右巡。糾察違失。左巡知京城内。右巡知京城外。尽雍洛二州之境。月一代。二云云。

とあって、左巡が京城内を、右巡が京城外を管掌したとする。通典 卷二四・職官・御史台・監察御史の条によれば、

分為左右巡。糾察違失。以承天・朱雀街為界。每月一代。將晦即巡刑部・大理・東西徒坊・金吾及泉獄。若蒐狩則監圉。察斷絶失禽者。量宜劾奏。開元初革。以殿中掌左右巡。監察或權掌之。非本任也。

とあり、左右巡は京城内の承天・朱雀街を以って分ったことがみえている。しかしこれは刑部・大理寺・金吾・泉獄のみならず、東西徒坊に至るまでを査察の対象としたことからみても、時期的には、殿中侍御史に左右巡が移った開元初年に近い頃の職掌であったと思われる。元来、監察御史の職掌は、一般庶民を糾察するのではなく、内外官僚を監察するのが本来の任務であったのである④。

さて、御史台の左右巡の出使に大きな改革が加えられたのは、玄宗の開元初年のことである。それは開元以後、殿中侍御史が左右巡を知ることとなり、監察御史のこの職が廃せられたという点に集中的にあらわれている。殿中侍御史は殿廷供奉の儀式を糾すことを掌るものであった④。それが玄宗の開元初年、殿中から外に出ることとなったのである。通典・卷二四・職官・御史台・殿中侍御史の条によれば、

初掌駕出於鹵簿。内糾察非違。余同侍御史。唯不判事。咸亨以前。遷軫及職事与侍御史相亚。自開元初以来。權帰侍御史。

而遷転猶同。兼知庫藏出納及官門内事。知左右巡分。京畿諸州諸衛兵禁隸焉。彈拳違失。号為副端。

とあり、殿中侍御史は、初め宮廷・鹵簿・禁衛についての非違を糾察する外は侍御史と同じであつたが、刑獄は推鞠しなかつた。それが開元初より、侍御史の権限の拡大とともに、庫藏の出納から京城内の巡察、更には京畿諸州の禁軍も管轄下に置き、刑獄をも分掌して副端とも称せられたという。これによれば、開元初年、殿中侍御史が左右巡に任じられたことにより、左右巡そのものの職権にも伸張があつたことになる。

開元初は、玄宗が意欲的に政治の刷新を図つた時期である。地方行政の督察のため、巡察使や按察使が多く派遣されている。殊に、京畿地域については、開元十年に京都兩畿按察使（二十二年に採訪使）が置かれた④。これには御史中丞が充てられ、「京畿採訪使。治西京城内」⑤とみえ、御史中丞が長安城内の秩序体制を総轄したのである。資治通鑑 卷二三九・唐紀・憲宗・元和十一年十一月庚子の条の胡註に、

元和八年。（御史中丞）薛存誠奏。得兩巡御史狀。以承平。旧制。兩街本屬台司。其所由每月衙集。動靜申報。如所報差繆。舉勘悉在台中。

とあり、御史中丞は京師の治安の動靜を掌握するため、兩巡御史を統轄しており、更には兩街使をも管轄していたことがみえてゐる。左右巡の職権は、こうした御史中丞の治安行政への介入と深くかかわり合つてゐる意味で特に重視しなければならぬ。左右巡使の職掌は、前引用文に引續いて、

坊皆有垣有門。隨晝夜鼓聲。以行啓閉。巡使掌左右街百坊之内。謹啓閉徹巡者也。

とあり、左右街百坊の内部を掌つたもので、坊門の開閉もまたその責任であつたという。唐六典 卷一三・御史台・殿中侍御史の条には、

凡兩京城内。則分知左右巡。各察其所巡之内。有不法之事。謂左降流移・停匿不去・及妖詛宿宵・蒲博・盜竊・獄訟・寃濫・諸州綱典貿易・隱盜・賦斂不如法式。諸此之類。咸拳按而奏之。云云。

とあり、京城内を各々左街と右街とに分れて巡察し、坊内居民の生活に不法の事があれば糾察したのである。査察の対象となつたのは、流降人の停匿不去、妖詛・賭博・盜盜の風俗取締、京府県の獄訟・寃濫の糾察、諸州の綱典貿易や賦斂の違法の督察にまで至り、その警察取締権は相当広範に及ぶものであつた。ここで注意すべきは、左右巡使の職権が治安対策上から、各坊内

の庶民層にまで及ぶようになった点である。こうした警察業務は京府県の任務である。とすれば、必然的に京兆府との関連が問題となる。この点を明らかにするため、次に左右巡使の機構と機能を検討してみたい。

左右巡使の官司である左右巡使院は、御史台の中に置かれていた。唐兩京城坊考 卷一・西京・大明宮・御史台の註に、  
由東入院門。首為中丞院。次西雜事院。又西左右巡使院。皆北向。故曰御史北台。

とある。この左右巡使院に殿中侍御史二名が向出したのである。殿中侍御史は、知東推として太倉の出納を監する者一名、知西推として左藏の出納を監する者一名、廊下食使二名、知左右巡二名の計六名からなり、そのうち三名は供奉を兼ねていた④。左右巡は、職掌身分からいえば、東推・西推の推事の下で、新人が当てられていた。因話録 卷五・徵部・御史台の項に、

御史台三院。中略。二日殿院。其僚曰殿中侍御史。衆呼為侍御。中略。最新入知右巡。己次知左巡。号兩巡使。所主繁劇。及遷向上。則又入推。益為勞屑。云云。

とあり、最新入者は右巡を知し、ついで左巡へと外廻りの兩巡使を経験して、推事へ移ったという。推事の班位が高いのは、推鞠のような重大事には、それなりの経験が必要とされたからであろう。新唐書 卷四八・百官志・御史台・侍御史の条によると、

前略。以殿中掌左右巡。尋以務劇。選用京畿(赤県)④県尉。

とみえ、左右巡は劇務であって、その任用には赤県、即ち万年・長安兩県尉から抜擢されたというから、これら抜擢された新人によって左右巡使院が運営されたのであろう。赤県の県尉の登用は、有能な者が多いうえ、京師内の治安体制に精通しているという極めて実利的な点もあったと思われるが④、これは制度的関連の一環として生じたともいえる。それは左右巡使の機能が、御史台と京兆府の関連を密接ならしめるため、或いはそれを具体化するためのものとも考えられるからである。唐会要 卷六二・御史台・雜録の条に、

至(開元)二十一年三月十九日勅。中略。左右巡御史。亦各定一人。一季一替。並不得改換及差使。

とあり、また、同書・同卷の推事の条に、

天宝四載十二月十六日勅。東西兩推。及左右巡使。皆台司重務。比來転差新人。數有改易。既不經久。頗紊章程。宜簡括的然公正精練者。令始末專知。不得輒替換。云云。

とあるように、左右巡使の職務の重要性は論ぜられるものの、その実体は新人が転差される慣例のため、任期中にも、しばしば

交替が行なわれており、果してどれだけの実効を得たかは疑問である。唐会要 卷六〇・御史台・殿中侍御史の項に、

貞元十年四月勅。準六典。殿中侍御史。凡兩京城内。分知左右巡。其不法之事。中略。比者因循。務求細事。既甚煩碎。頗失大猶。宜令自今以後。拋六典合舉之事。所司有隱蔽者。即具狀奏聞。其余常務。不須更聞。

とあり、徳宗の貞元十年頃には、左右巡使の任務が大猷を失してしまつてゐるとし、六典に準じて行ふべきであるとみえてゐる。つまり、左右巡使が各坊の内部に入って督察することが容易でなく、また御史のよくなるどころではなかつたと思われる。いま、左右巡使の機能に関する具体例をいくつか挙げてみると、唐会要 卷八六・街巷・太和五年七月の条に、

左右巡使奏。中略。非三品以上。及坊内三絶。不合輒向街開門。各逐便宜。無所拘限。因循既久。約勒甚難。或鼓未動即先開。或夜已深未閉。致使街司巡檢。人力難周。亦令奸盜之徒。易為逃匿。伏見諸司所有官宅。多是雜質。尤要整齊。如非三絶者。請勒坊内開門。向街門戶。悉令閉塞。云云。

とあり、また、同書は引続いて、大中三年六月の条に、

右巡使奏。義成軍節度使韋讓。前任官苑使日。故違勅文。于懷真坊西南角亭子西。侵街造舍九間。勅旨。韋讓侵街造舍。頗越旧章。宜令毀折。

とあつて、坊の構造を崩す不法な向街門戸の邸宅を檢察して上奏したもの。また、全唐文・卷七〇一・李徳裕の「論喪葬踰制疏」の項に、百姓の厚葬を取締るべきことを奏請して、

前略。凡喪皆有品第。恐或無知之人。妄称官秩。自今以後。除升朝官見任官亡歿外。余官去事前五日。須除將告語或勅牒。於本巡使呈過。判押文狀。中略。今後令兩巡使祇擬官秩品級与判狀。其余一物以上。不得增加。兼勒驅使官与金吾司併門司同力轄鈴。如有大段踰越。即請拋罪科断。云云。

とある如く、喪葬の査察に關与したものがみえる。これらの業務の直接の責任者は京府県であらう。例えば、唐会要 卷八六・街巷の項に、

大曆二年五月勅。諸坊市街曲。有侵街打牆。接簷造舍等。先処分一切不許。並令毀折。宜委（京兆尹）<sup>④</sup>李勉常加勾当。如有犯者。科違勅罪。兼須重罰。

とある如くである。更にはまた、冊府元龜・卷一五三・帝王部・明罰・元和四年五月の条に、

唐都長安城の坊制と治安機構（下）（室永）

唐都長安城の坊制と治安機構（下）（室永）

長安県令鄭易。以擅於永平坊開渠。貶汴州刺史。京兆尹楊憑。以不聞奏。罰一月俸料。左巡使殿中御史李建。不覺察。罰兩月俸料。

とあって、永平坊内に許可なく水路を開いた長安県令の行為が咎められ、京兆尹と左巡使が処罰を受けている。左巡使の処罰が京兆尹より重いのは、坊内の不法行為を覺察する職務を怠ったことが問題だったのであろう。また、旧唐書 卷一一八・元載伝に、

（大曆）八年七月。晋州男子郇謨。以麻弁髮。持竹筐及葦席。哭於東市。中略。京兆府以聞。上即召見。中略。殿中御史楊護。職居左巡使。郇謨哭市。護不聞奏。上以為蔽匿。貶連州桂陽縣丞員外置。

とあり、東市での事件を京兆府が上聞したのに、左巡使が奏聞しなかったとして、左遷させられた例などがある。こうしたいくつかの具体例からも明らかのように、左右巡使の機能は、単に一般的な治安警察上の必要とか、司法警察権の創置に理由づけられるものではない。左右巡使の特質は、朝廷の京兆府に対する治安行政介入の一環として生じた点にあり、朝廷と京兆府の制度的関連の媒介者たる存在に過ぎなかったとみるべきであろう。資治通鑑 卷二三九・唐紀・憲宗・元和十一年十一月庚子の条の胡註に、

広徳二年九月。命御史中丞兼戸部侍郎王延昌充左巡使。御史中丞源休充右巡使。辛亥。源休充都左右巡使。

とあり、代宗の広徳二年には御史中丞が左右それぞれの巡使に充てられ、都左右巡使も置かれている。この年は、その前年十月、吐蕃の侵寇を避けた代宗が京師に還ったときである。当時の長安は、「剽掠府庫市里。焚閭舍。長安中。蕭然一空」といわれる有様であったから、秩序回復に朝廷の強権を必要としたときである。こうした左右巡使の性格こそ、前の特質を最も明白に証明しているといえよう。従って、左右巡使の司法警察権が最も機能したのは、宮城及び皇城内においてであった。いま、その例を一・二挙げれば、冊府元龜・卷五一三・憲官部・公忠の項に、

趙涓。永泰初。為監察御史。時禁中失火。焚屋室數十間。火發処与東宮稍近。代宗深疑之。涓為巡使。俾令即訊。涓周歷墻圉。按拋亦狀。乃上直中官遺火所致也。推鞠明審。頗尽事情。

とあり、禁中の失火調査に当たったことがみえ、また、唐会要 卷六五・衛尉寺・天宝八載十一月の条に、  
勅。衛尉幔幕氎褥等。所由多借人。非理損汚。因循日久。為弊頗深。中略。今後其幔幕氎褥等。輒將一事借人。並同盜三庫

物料罪。中略。仍委左右巡使。常加糾察。

とあつて、衛尉寺の物品貸し出を糾察したことがみえるのである。

(四) 街使の機構と機能

金吾衛は南衛十二衛の一つである。金吾衛をのぞく他衛は、それぞれ官司を皇城内に置き、天子の儀仗及び官城の警備に當つた。金吾衛の官司は、京城の左右街に一つずつあり、左街の永興坊に左金吾衛、右街の布政坊に右金吾衛と、皇城をはさんで置かれた<sup>51</sup>。左右金吾衛が皇城の外側に官司を置いたのは、唐六典 卷二五・諸衛府・左右金吾衛の条に、

左右金吾衛大將軍。將軍之職。掌官中及京城晝夜巡警之法。以執禦非違。

とある如く、官中及び京城の警察を掌つたためである。左右金吾衛の組織は、大將軍各一名、將軍各二名以下、長史、録事參軍、倉・兵・騎・胄四曹參軍、司階、中候、司才、執戟の官職が設けられ、翊衛・翊府・同軌・宝圖等五十府の折衝府を管轄していた<sup>52</sup>。旧唐書・卷一八五・田仁会伝に、

麟德二年。転右金吾將軍。中略。仁会強力疾惡。晝夜巡警。自官城至街路。絲毫越法。無不立發。毎日庭引百余人。躬自閱罰。略無寬者。京城貴賤。咸畏憚之。

とあるは、金吾衛將軍が官城より京城内及び晝夜の巡警を行った例であるが、専ら京城内の巡警へ出動していたのは、翊府の中郎將であつた。新唐書 卷四九上・百官志・十六衛・左右金吾衛の条に、

左右翊中郎將府。中郎將掌領府屬。督京城左右六街鋪巡警。以果毅二人助巡探。

とある。この中郎將は、先述した左右金吾衛管轄下の折衝府官である。左右翊府の構成は、中郎將各一名、左右郎將各一名の下に、兵曹參軍一名、校尉五名、旅帥十名、隊正二十名、副隊正二十名がおつた。左右六街の巡警のために、これに果毅都尉二名が加えられたのは、中宗の神龍三年八月のことである<sup>53</sup>。

所で、玄宗時代に入り、長安城内の居民の膨脹化が進むと、冊府元龜 卷一四・帝王部・都邑・開元十九年六月の条に、

詔曰。京洛兩都。是惟帝宅。街衢坊市。固須修整。比聞。取土穿掘。因作穢汚坑塹。中略。宜令所司申明前勅。更不得於街巷穿坑及取土。其旧溝渠。令当界乘閑整頓。決墻宇橋道。亦当界漸修。云云。

とある如く、街路に穴を掘り土を取るものが生じ、或いは墻宇・橋道の破損が目立つようになり、街坊はかなり乱れたようであ

唐都長安城の坊制と治安機構(下) (室永)

る。これに対応して、中郎將府に新たに創置された使職が街使であった。資治通鑑 卷二〇九・唐紀・睿宗・景雲元年六月壬午の条に、胡三省が説明して、

長安城中左右六街。金吾街使主之。左右金吾將軍。掌昼夜巡警之法。以執禦非違。

とみえ、金吾街使が長安城中の左右六街を掌り、左右金吾將軍は昼夜巡警の法を掌つたとある。街使の機構については、唐六典 卷二五には、左右翊中郎將府の項目に続いて、「左右街使各一人・判官二人・典二人<sup>54</sup>」とみえるが、本文にその解説はない。その創置時期は明らかでないが、管見の限りでは、冊府元龜・卷一五九・帝王部・革弊の項に、

開元二十九年正月丁酉。詔曰。古之送終。所尚乎儉。比來習俗。漸至於奢。中略。自今已後。其緣葬事。有不依礼法者。委所州県併左右街使。嚴加捉搦。一切禁斷。云云。

とあり、葬儀の奢侈化の取締りに當つた左右街使を初見とする。従つて、少くとも玄宗の開元二十九年以前には、左右街使は設置されていたわけである。

さて、新唐書 卷四九上・百官志・左右金吾衛の項によれば、

左右街使。掌分察六街徼巡。凡城門・坊角有武侯鋪。衛士・駟騎分守。大城門百人。大鋪三十人。小城門二十人。小鋪五人。日暮鼓八百声而門閉。乙夜街使以騎卒循行叫呼。武官暗探。

とあり、左右街使が京城内の左右六街の警察を掌り、諸城門及び坊角の武侯鋪を管轄していたことが知られる。武侯鋪の武侯は、金吾衛の旧名で、諸城門の鋪を助鋪、六街の鋪は街鋪と呼んでいた。唐会要 卷八六・城郭・開元二十三年七月の勅文に、

兩京城・皇城及諸門併助鋪。及京城守把捉兵之處。有城牆若門樓舍屋破壞須修理者。皆与所司相知。併量抽当処職掌衛士。以漸修葺。

とあつて、長安城の諸城門には、みな門樓があり、助鋪が附屬していたことがみえる。街鋪は皇城内にもあつたが<sup>55</sup>、ここでは坊角とするから、左右六街のもののみを管轄したのである<sup>56</sup>。鋪は交番所のようなものである。ここに金吾衛の衛士・駟騎が詰めていて、警戒に當つたのである。金吾衛の兵は、初め府兵役で上番した衛士のみであつたが、武后以後、府兵役丁男の逃亡によつて兵員を確保しえなくなつたため、玄宗の開元十一年、駟騎が新たに採用されたのである<sup>57</sup>。しかし、この駟騎も容易に欠員を補充できなくなり、間もなく崩壊に瀕してしまうのである。資治通鑑 卷二一六・唐紀・玄宗・天寶八載五月の条に、

其弘騎之法。天宝以後。稍亦變廢。応募者。皆市井負販。無頼子弟。とある如く、天宝以後の弘騎は市人や無頼の徒が兵員となつてくるのである。

衛士・弘騎上番の制が崩れ、南衙禁軍が衰微すると、自ら京師の警備・帝都の防衛体制は変質化せざるを得なくなる。南衙に代つて宮城の警備・帝都の防衛全般を担うようになったのが北衙禁軍である。従つて、この頃になると、左右街使の組織にも変化がみられるようになった。資治通鑑 卷二四九・唐紀・宣宗・大中十二年夏四月の条の胡註に、

左右街使。与左右金吾將軍。掌分察六街徼巡。

とあつて、左右街使が左右金吾將軍とともに、左右六街の警察に當つたとしている。この左右街使は、旧唐書 卷二二〇・郭子儀伝に、

郭釗。中略。元和初。為左金吾衛大將軍充左街使。中略。穆宗即位。郭鏐為叔舅。改右金吾衛大將軍兼御史大夫充右街使。とあり、また、同書 卷二五一・高崇文伝に、

高承簡。中略。入拜右金吾衛大將軍充右街使。

とあるように、左右金吾衛大將軍が充てられているのである<sup>59</sup>。即ち、金吾衛大將軍の街使兼任により、金吾衛は京城内の警察を本務とするに至つたのである。この左右街使に属する主要な官職としては、副使・判官などが置かれた。冊府元龜 卷一五三・帝王部・明罰・太和六年五月丙辰の条に、

貶左衛勳二府中郎將左街副使田瑋瀘州果尉。云云。

とあり、中郎將が副使に任じられている。また、判官については、唐会要 卷七一・十二衛・大歷三年十月三日の勅文に、左右街使。置判官一人。並取金吾將軍衛佐充。

とあり、金吾將軍衛の佐より充てられているのである。そしてそれらの下には、將校（都知）・街吏と呼ばれた屬吏がおつたのである。資治通鑑 卷二三五・唐紀・德宗・貞元十三年十二月の条に、宦官が官市と称して農夫の柴薪を奪つた話をのせ、農夫曰。我有父母妻子。待此然後食。中略。遂毆宦者。街吏擒以聞。云云。

とあり、続いて、同十四年八月の条に、

京兆尹吳湊。屢言官市之弊。宦者言。湊屢奏官市。皆右金吾都知趙洽・田秀岩之謀也。丙午。洽・秀岩坐流天德軍。

唐都長安城の坊制と治安機構（下）（室永）

唐都長安城の坊制と治安機構(下) (室永)

とあつて、街吏と金吾都知がみえる。これらは、同書の胡註によれば、

街吏。即金吾左右街使之屬吏。

都知。金吾府吏右職也。

とある。なお都知については、唐会要 卷八六・市・同年月の条に、

右金吾將校趙洽・田岩。並配流天德軍。

とあつて、右金吾將校とみえている。

さて、こうした左右金吾衛大將軍を左右街使とする機構の成立は、治安の骨子となつていた坊制が動揺し、民生安定が要求されたことに対処したものと思われる。旧唐書 卷一二六・李揆伝に、

時京師多盜。賊有通衢殺人真溝中者。李輔國方恣橫。上請選羽林騎士五百人。以備巡檢。揆上疏曰。中略。皇朝置南北衛。文武区分。以相伺察。今以羽林代金吾警夜。忽有非常之變。將何以制之。遂制罷羽林之請。

とあり、治安体制の強化のため、北衛の羽林軍に京城内の警察をも掌らせようとする動きがあつたことがみえ、それが警察と軍事とは区分されるべきであるとの主張が通つて中止されている。このことは他面において、朝廷の側で金吾衛の京城内警察機能の強化、つまり治安維持に携わる金吾衛街使の組織の強化が求められたことになる。金吾衛大將軍の街使兼任は、こうした背景をもつものといえる。しかし、弱体化した金吾衛の兵力で治安を脅かす暴力をどれだけ鎮圧しえたか疑問である。資治通鑑 卷二二九・唐紀・憲宗・元和十年六月癸卯の条に、宰相武元衡が入朝の途上を藩鎮が放つた刺客に暗殺されたことを記して、

於是。詔宰相。出入加金吾騎士。張弦露刀。以衛之。所過坊門。呵索甚嚴。

とあり、また、旧唐書 卷十七下・文宗紀・太和九年十二月の条に、

先是。宰相武元衡被害。憲宗出内庫弓箭陌刀。賜左右街使。俟宰相入朝。以為翼從。及建福門退。

とあつて、宰相の暗殺事件の後、左右街使に内庫より弓箭・陌刀が付与され、金吾衛の兵士は武装して警備を強化したことがみえている。しかし、前節で述べた如く、京兆府の武器所有に對する禁止令の反復と相俟つて、金吾衛街使の警察力にも自ら限界があつたと思われる。いま、金吾衛街使の機能をみると、唐会要 卷八六・街巷・太和五年七月の条に、

左街使奏。伏見諸街鋪。近日多被雜人及百姓。諸軍諸使官健起造舍屋。侵占禁街。切慮停止奸人。中略。並令除拆。所冀禁

街整肅。以絶奸民。勅旨。所拆侵街舍。宜令三個月限移拆。如不礙勅文者。仍委本街使看便宜処分。

とあり、街路侵占の舎屋に対する取締りに当ったことがみえ、続いて、同九年八月の勅文に、諸街添補樹。並委左右街使栽種。佃拆領於京兆府。

とあり、街路の並木に対する管理に当ったことがみえ、また、同書・同卷・橋梁・大曆五年五月の勅文に、

承前府県。並差百姓修理橋梁。不逾旬月。即被毀拆。又更差勒修造。百姓勞煩。常以為弊。宜委左右街使勾当捉搦。勿令違犯。如歲月深久。橋木爛壞。要修理。左右街使与京兆府計会其事。

とあり、橋梁の修理の監察にも当ったことがみえている。即ち、金吾衛街使の性格は、暴力的犯罪の取締りよりも、治安体制維持のための根幹をなす街路の警備警察としての面に特質を持つものであったのである。

## II 神策軍巡使の機構

玄宗の開元以降、長安城では、御史台の左右巡使と金吾衛の左右街使とが互いに表裏となって、京兆府の治安行政を支えていた。しかし、唐末の混乱期に入り、京城内の秩序が乱れると、警察力の不備を補うために、北衛の神策軍の巡警制が発達してくることがとなった。冊府元龜 卷六五・帝王部・発号令・太和四年十二月の条に、

詔曰。如聞。近日京城頗有寇賊。府県所由至少。防制実難。須仮軍司共為捕察。宜令左右神策各差人。与府県計会。如有盜賊同力追擒。云云。

とみえ、玄宗時代には、北衛の神策軍の盜賊追捕その他の警察的出勤なしには、京城内の治安維持が難しくなっているのである。神策軍は、初め単なる北辺の一地方軍に過ぎなかったが、代宗の初年、吐蕃侵入に対する功績により、左右羽林・左右龍武・左右神武軍の北衛六軍と相並んで禁軍の有力部隊となったものである<sup>60</sup>。これより後、左右神策軍は代宗の優遇を受けて発展し、北衛六軍を圧するに至った。資治通鑑 卷二二四・唐紀・代宗・大曆五年春正月己巳の条に、

觀軍容宣慰処置使左監門衛大將軍兼神策軍使内侍監魚朝恩。專典禁兵。寵任無比。上常与議軍国事。勢傾朝野。

とあり、神策軍使の宦官魚朝恩は代宗の恩寵を受けて、禁軍を手中に握り、その勢は朝野を傾くるものがあったとみえている。こうした軍使魚朝恩の勢力を背景として、神策軍の活動は単に軍中に止まらずに、長安城内の警察行政へも伸びるようになった。

冊府元龜・卷六二八・環衛部・虐害・劉希暹の項に、

時魚朝恩專掌神策兵。中略。劉希暹遷太僕卿充神策軍都虞候。与神策兵馬使王駕鶴同掌軍務。中略。希暹以為虞候之任。合主不法。遂諷朝恩。於北軍置獄。召坊市凶惡不逞之徒。役使之。捕坊城内富人。誣以違法。掩置獄中。忍害拷訊。録其家産。尽没之。云云。

とあり、神策軍都虞候劉希暹は魚朝恩を説いて、北軍に獄を置き、不法取締りを名目に坊市の不逞の徒をつかつて富豪の家を誣告せしめて獄に投じ、その財産を没収する如き横暴をなしたことがみえる。このように神策軍はそれ自身の獄をもち、それを巧に利用することによって、一種の警察・司法の権を構成してくるのである。この警察・司法の権限は、神策軍自体の発展とともに強化されていった。徳宗の貞元十二年、宦官が護軍中尉に任じられる体制が確立すると⑥、その権勢の前には、中書・御史・兵部も、或いはまた京兆も、その内部に手を入れることが出来なかつたといわれ⑦、軍政上においては勿論のこと、司法上においても一つの特権的存在となるのである。資治通鑑 卷二二六・唐紀・徳宗・貞元十九年十二月の条に、

建中初。勅京城諸使及府臬繫囚。每季終委御史巡按。有冤濫者以聞。近歲北軍移牒而已。監察御史崔遠。遇下嚴察。下吏欲陷之。引以入右神策軍。軍使以下駭懼。具奏其狀。上怒。杖遠四十。流崖州。

とあるは、それを示す一例である。尚、この事件については、冊府元龜 卷五二二・憲官部・譴讓の項に、「軍使等……今御史推覆不詳其旧例也」と記しているから、神策軍の治外法権の特権は、代宗以来存続していたものといえよう。

文宗時代に入ると、旧唐書 卷一七下・文宗紀・太和九年九月戊辰の条に、  
以右軍中尉王守澄為左右神策觀軍容使兼十二衛統軍。

とある如く、神策軍使は南衛十二衛をも統轄して、禁軍を完全に掌握するに至っている。前に引用した、文宗初年の神策軍による京城内の巡警は、こうした禁軍総括者としての行動であつたといえよう。そしてまた、神策軍が独自の警察・司法上の特権を有したことは、その延長として、治安体制を自己の下に組織していくことは容易であつたと考えられる。それは文宗の太和九年十一月に起つた甘露の変を契機に実現された。甘露の変とは、文宗の側近に侍していた翰林学士の李訓と鄭注が、宦官、特にその中心をなす神策軍中尉の專權を抑えるため、これを一举に討滅しようとした事件である。旧唐書 卷一六九・李訓伝によれば、  
以其年十一月誅中官。須假兵力。乃以大理卿郭行余為邠寧節度使。戸部尚書王璠為太原節度使。京兆少尹羅立言權知大尹事。

太府卿韓約為金吾街使。刑部郎中知雜李孝本權知中丞事。皆訓之親厚者。冀王璠・郭行余未赴鎮間。広令召募豪俠及金吾・台府之從者。俾集其事。中略。金吾衛士數十人。隨訓而入。羅立言率府中從人自東來。李孝本率台中從人自西來。共四百余人。上殿縱擊內官。死傷者數十人。中略。須臾內官率禁兵五百人。露刀出閣門。過人即殺。中略。訓中拳而仆。知事不濟。乃單騎走入。云云。

とある如く、金吾衛・御史台と京兆府という京師の治安に携わった警察力が主体となつたのである。そしてこの企てが失敗に終つたために、彼等及びその与党は全て謀反を以つて神策軍の獄に捕えられて処刑された<sup>63</sup>。資治通鑑は、この事件の結末を要約して、「自是天下事。皆決於北司。宰相行文書而已。宦官氣益盛。迫脅天子。下視宰相。陵暴朝士。如草芥」と記している<sup>64</sup>。このように朝権を完全に掌握した神策軍中尉は、その武力を以つて京城内の統制を行なうのである。資治通鑑 卷二四五・唐紀・文宗・太和九年十一月の条に、

時坊市剽掠者猶未止。命左右神策將楊鎮・靳遂良等。各將五百人。分屯通衢。擊鼓以警之。斬十余人。然後定。

とあり、また、冊府元龜 卷六五・帝王部・發号令・太和九年十二月庚寅の条に、

勅。先是元和十年六月十三日勅。以內庫弓箭陌刀賜左右街使。充宰相入朝以為翼衛。及建福門而退。至是。因訓・注之乱。悉罷之。其所賜兩街軍器。尽歸於弓箭庫。

とある如く、甘露の変を転機に、左右街使、即ち金吾衛の武装は解除され、その結果、長安城内の武事は、全く神策軍が掌る所となつたのである。冊府元龜 卷六五・帝王部・發号令・大中三年四月の条に、

勅。兩軍及諸軍巡捉得劫賊。京兆府先勝懸賞。近日捉獲得賊都不給付。中略。宜令京兆府所有軍巡捉獲劫賊。便須支給賞錢。とあり、京師の治安は左右神策及び諸軍の禁軍巡検と追捕によつて維持せられるようになる。これが軍巡と呼ばれた機構である。事物紀原 卷六・撫字長民部・軍巡の項によれば、

梁開平三年十月。置左右軍巡使。各置巡院。宋朝會要云。唐末始置。云云。

とあり、五代の後梁時代、京師の治安警察を掌つた軍巡使及び巡院の体制は、唐末より始まつたとみるが、その実情に従う限り、文宗の太和九年末、即ち甘露の変後のこととみてよいであろう。

唐末の軍巡院及び軍巡使については、唐兩京城坊考 卷四・西京・長安東所領朱雀門街西第三街に、

唐都長安城の坊制と治安機構(下)(室永)

唐都長安城の坊制と治安機構(下) (室永)

修徳坊 右神策軍營。云云。

頌政坊 右軍巡院。云云。

とあり、長安県所領の修徳坊に右神策軍營、頌政坊に右軍巡院が置かれたことがみえている。尚、左軍巡院が万年県に置かれたと思われるが、管見の限りでは検索し得ない。だが、旧五代史 卷五〇・李克讓伝に、

初懿祖帰朝。憲宗賜宅於親仁坊。中略。武皇之起雲中。殺段文楚。朝議罪之。中略。天子詔。巡使王処存夜圍親仁坊。捕克讓。云云。

とあり、万年県の親仁坊にあった沙陀部族の李克用(武皇)の邸宅を囲んだ巡使王処存は、旧唐書 卷一八二・王処存伝によれば、

王処存。京兆万年県勝業里人。世隸神策軍。中略。処存起家右軍鎮使。累至驍衛將軍左軍巡使。云云。

とあり、左軍巡使とみえる。従って、軍巡使は左右に分たれ、左街の万年県に左軍巡院、右街の長安県に右軍巡院を置いていたのである。軍巡院の長が軍巡使である。旧唐書・卷一七七・崔胤伝に、

前略。有神策軍巡使孫徳昭者。頗怒劉季述之廢立。云云。

とあり、神策軍巡使孫徳昭がみえるが、彼は、資治通鑑 卷二六二・唐紀・昭宗・光化三年十二月の条には、「左神策都指揮使孫徳昭」とある<sup>69</sup>。即ち、軍巡使は神策軍の指揮官が兼任していたのである。

所で、軍巡使の機能については、冊府元龜・卷一八一・帝王部・無断・文宗開成三年正月五日の条に、  
宰相李石。自親仁里將曙入朝。盜筦於故郭尚父宅。引弓射石。中略。因差神策六軍兵士二十人衛從。

とあり、宰相入朝の衛從に出動している。これは嘗って金吾衛が行ったものであるが、それが弱体化したあとをうけて、京師の警察行動の責の一切を果すことになったのである。また、同書 卷五四七・諫諍部・直諫・高元裕の項には、

開成四年。左神策軍護軍中尉仇士良奏。得百姓趙倫狀。告造妖賊(藍田県人)賀蘭・進興併徒党五十九人。妄說禍福。附會議書。欲謀大逆。軍司追捕推勘。各得伏歎。云云。

とあり、文宗の開成四年、藍田県の妖賊賀蘭・進興等徒党五十九人を大逆罪を以って追捕し、これを獄に收容して推鞠したことがみえる。つまり、軍巡使の機能は、長安城内を巡検し、城内の警備・防衛に当たるばかりでなく、軍巡使が神策軍の都指揮使

であることを通じて、京城内外及び管下諸県についても広範圍を権限を行使しえたのである。特に、その刑獄権は、前の引用文に続いて、

(御史中丞) 高元裕上疏。其略曰。伏以左神策軍所推妖囚。訪問其徒結党聚衆。恣為兇狡。合就嚴刑。臣亦料軍中推窮。必得情實。然獄宜公共。刑貴正名。今刑部・大理寺。皆是陛下掌獄之官。都不関知。便成其獄。中略。伏乞以元惡三人。付大理寺。重加覆問。云云。

とあるように、大理寺・刑部が関知することのない独自の獄を構成していたものである。従って、その性格は、単なる都市警察ではなく、京兆府全域を統轄する政治的警察機関としての機能を具えたものであったといえよう。

尚、この頃になると、皇城の警備には皇城使が設置されている。資治通鑑 卷二二八・唐紀・德宗・建中四年九月の条の胡註に、

唐自開元以前。以城門郎掌皇城諸門開闔之節。中世以後。置皇城使。

とあり、また、冊府元龜 卷一四・帝王部・都邑・天裕二年閏十二月の条に、

皇城使奏。伏以皇城之内。咫尺禁閑。晨夜巡警。固須清肅。伏乞准勅条。漏鼓絶後。禁断人行。今拋軍人百姓。更点動後。

尚恣夜行。特乞聖慈。再下六軍止絶。從之。

とある如く、中世以後に皇城使が設置されて、皇城内の警備を掌っているのである。資治通鑑 卷二六四・唐紀・昭宗・天復三年二月乙未の条に、

朱全忠奏。留步騎万人於故兩軍。以朱友倫為左軍宿衛都指揮使。又以汴將張延範為官苑使。王殷為皇城使。蔣玄暉充衛使。於是。全忠之党。布列徧於禁衛及京輔。

とみえ、その胡註に、

唐北門禁衛之兵。皆屯於官苑。百司庶府及南衙諸衛。皆分居皇城之内。百官私第及坊市居人。皆分居朱雀街之左右街。今全忠悉以腹心為使。則京輔之權。一歸之矣。

とあり、朱全忠が神策軍に代えて汴軍歩騎万人を入れて、京師を支配下においたとき、宿衛都指揮使・官苑使・皇城使・街使に腹心を充てて京輔の権を掌握したことがみえている。宿衛都指揮使は所謂、軍巡使の機能を有したものであろう(66)。官苑使は官

唐都長安城の坊制と治安機構(下) (室永)

中の警備に当たったものであろうし<sup>⑥7</sup>、皇城使は皇城のそれである。この頃の街使は、単なる交通警察として街路警備に当たっていたものようである<sup>⑥8</sup>。

要するに、唐末における長安城の治安機構は、軍巡使・皇城使・街使を以って組織されていたといえるのであり、これより兵権の所有者が併せて警察行政を掌ることとなり、五代の軍巡院の治安体制が確立するのである。

### 余言

以上、唐都長安城の治安機構について述べてきた。結論だけをまとめてみれば、長安城の治安警防体制は、城坊制の上に組織されたものであった。当初の段階では、京兆府が全般の秩序維持に当り、政府機構の金吾衛が治安警察を掌って、京師の秩序は整然たるものがあつた。それが国の全盛を謳われた玄宗時代に入るとともに、長安城内の戸口的充実と相俟って、坊市の構造が動揺し、浮浪・無頼の徒が集まって、京師の秩序はかなり乱れてくるのである。京兆府は、これに対応するため、城内での武器の所持を禁じて秩序の維持に努めた。一方、政府は左右巡使・左右街使を創置して京兆府の治安行政の補強を図つたのである。しかし、府兵制の破綻によって弱体化した金吾衛の警察力では、続発する暴力的犯罪を鎮圧するに困難となり、北衙の神策軍の巡警を生ぜしめるに至つた。そして玄宗時代の甘露の政変を転機として、京師の治安は、完全に神策軍の下に組織されたのである。独自の刑獄機関を有した神策軍は、軍巡院を設置して裁判権を握り、京師の司法警察の最高責任者の位置についた。神策軍は、後に朱全忠の勢力の前に崩壊するが、その治安警察機構は継受されて、五代時代の軍巡院の体制が確立されるのである。

### 註

③③ 註⑧論文参照。

③④ 註⑪論文参照。

③⑤ 日野博士は、長安県内の實在戸数は、隠漏土戸をも合算すれば、八万前後、或いは十万に達していたかもしれないとされる。

③⑥ 註③論文参照。

③⑦ 註④論文参照。

③⑧ 註①論文参照。

③⑨ 例えば、太平広記卷三四八鬼部牛生、同書卷三四九同部

段何の項、及び同書卷四八六雜伝記部無雙伝等参照。

④① 唐両京城坊考補記・興化坊の項には「客戸坊・客戸里・治成坊。皆假借之称。不能定其所在」とある。

④② 例えば、唐会要卷六四御史台・出使に「貞觀十七年。監察御史汲師。巡獄至長安景云云」とある。

④③ 唐六典卷一三御史台・監察御史条、旧唐書卷四四職官志同条参照。

④④ 唐六典卷一三御史台・殿中侍御史条参照。

④⑤ 新唐書卷四九下百官志参照。

④⑥ 通鑑卷二二三玄宗・開元二十一年冬十月条胡註参照。

④⑦ 新唐書卷四八百官志・御史台・殿中侍御史条参照。

④⑧ 通典卷二四職官志・御史台に同内容記事があり、その註に「京畿即赤泉也」とする。

④⑨ 泉尉については、砺波護氏「唐代の泉尉」（史林5715）がある。

④⑩ 旧唐書卷一三一同伝参照。

④⑪ 同様の例は、同書卷一五三帝王部・明罰にもみえる。

④⑫ 唐両京城坊考卷三・四参照。

④⑬ 唐六典卷二五諸衛府同条参照。

④⑭ 唐会要卷七一・十二衛・神龍三年八月二十六日勅文に、「諸街鋪並令左右金吾中郎將自巡。仍各加果毅兩人。助巡隊」とある。

④⑮ 新唐書卷四九上百官志には、典を街典とする。

唐都長安城の坊制と治安機構（下）（室永）

⑤① 唐律疏議卷一六擅興「不給發兵符」に「皇城內諸街鋪。各給木契。京城內諸街鋪。各給木魚。云云」とある。

⑤② 坊角とは坊の角隅に当る十字街側・街隅のことであろう。註⑩参照。

⑤③ 弧騎については、栗原益男氏「弧騎について」（上智史学10）参照。

⑤④ 同様の例は、同書卷一七七崔洪伝、同卷一六一章緩伝、同卷一四二李維簡伝、同卷一二八段伯倫伝等参照。

⑤⑤ 同内容記事は、通鑑卷二二一肅宗・乾元二年三月甲午条にもある。

⑤⑥ 小畑龍雄教授「神策軍の發展」（田村博士頌壽東洋史論叢）参照。

⑤⑦ 旧唐書卷一三德宗紀下・貞元十二年六月乙丑条参照。

⑤⑧ 新唐書卷五〇兵志参照。

⑤⑨ 旧唐書卷一六九王涯伝参照。

⑤⑩ 同書卷二四五同年月条参照。

⑤⑪ 旧五代史卷一五同伝には、右神策軍都指揮使とする。

⑤⑫ 註⑩論文参照。

⑤⑬ 官苑使張延範については、堀敏一教授「五代宋初における禁軍の發展」（東洋文化研究所紀要四）参照。

⑤⑭ 註⑩論文参照。